

大和市告示第14号

大和市平和推進事業に係わる平和活動団体事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

大和市長 古谷田 力

大和市平和推進事業に係わる平和活動団体事業補助金交付要綱を廃止する要綱

大和市平和推進事業に係わる平和活動団体事業補助金交付要綱（平成19年大和市告示第189号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の大和市平和推進事業に係わる平和活動団体事業補助金交付要綱の規定により交付した補助金の返還については、なお従前の例による。